

平成30年度鳥取市職員採用試験

【一般事務B・C、社会人経験者対象、任期付短時間勤務（事務・調理員）】

問い合わせ先 本庁舎職員課 ☎ 0857-20-3107 ☎ 0857-20-3040

【職種・年齢要件】

職種など	年齢要件
一般事務B（高校卒業程度）	平成9年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人
一般事務C（障がい者対象）	昭和58年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人
社会人経験者対象	一般事務 昭和58年4月2日以降に生まれた人
任期付短時間勤務	事務 平成13年4月1日までに生まれた人
	調理員

【受付期間】 一般事務B・C、社会人経験者対象：7月17日（火）～8月16日（木）
任期付短時間勤務：8月17日（金）～9月19日（水）

【試験日程】

職種	1次試験		2次試験		3次試験	
	試験日	合格発表	試験日	合格発表	試験日	合格発表
一般事務B	9月16日（日）	10月上旬予定	10月下旬	11月中旬	11月下旬	12月中旬
社会人経験者対象 一般事務						
任期付短時間勤務	9月30日（日）	10月下旬予定	11月中旬	11月下旬	—	—
	調理員					
一般事務C	10月14日（土）	10月下旬予定	11月中旬	12月中旬	—	—
社会人経験者対象 一般事務						
一般事務C	10月21日（日）					

※試験についての詳しい内容は、受付開始日より市役所本庁舎1階総合案内・2階職員課、駅南庁舎1階総合案内、各総合支所、鳥取市関西事務所で配布する受験案内または本市公式ホームページでご確認ください。
※7月に実施する一般事務Aの試験を受験される人は、社会人経験者対象一般事務に申し込むことはできません。ただし、任期付短時間勤務は併願が可能です。

平成29年度 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

問い合わせ先 本庁舎公文書管理室 ☎ 0857-20-3104 ☎ 0857-20-3040

■情報公開制度

公正で開かれた市政の推進のため、みなさんからの請求に応じて本市の保有情報を公開する「情報公開制度」の運用状況をお知らせします。

▶開示請求者の内訳

区分	個人	法人・団体	合計
市内在住者	9	75	84
市外在住者	56	52	108
合計	65	127	192

▶開示状況

実施機関	全部開示	部分開示	不開示	嫁文書なし	請求拒否	合計
市長	23	117	4	10	1	155
教育委員会	5	9	0	2	0	16
農業委員会	0	13	0	0	0	13
水道局	7	1	0	0	0	8
合計	35	140	4	12	1	192

※市長部局、教育委員会、農業委員会、水道局以外への開示請求はなし

▶不服申し立ての状況

実施機関	認容	一部認容	棄却	却下	審議中	合計
市長	0	0	1	0	2	3

■個人情報保護制度

本市が保有する市民のみなさんの個人情報を保護するとともに、ご自身の個人情報の開示請求権を保障する「個人情報保護制度」の運用状況をお知らせします。

▶開示請求の対応状況

実施機関	全部開示	部分開示	不開示	嫁文書なし	請求拒否	却下	合計
市長	40	38	0	26	0	1	105
教育委員会	0	3	0	0	0	0	3
合計	40	41	0	26	0	1	108

※市長部局、教育委員会以外への開示請求はなし

▶審査請求の状況

実施機関	認容	一部認容	棄却	却下	審議中	合計
市長	0	0	1	0	2	3

住宅の固定資産税減額制度について

お住まいの住宅の省エネルギー改修やバリアフリー改修を行った場合、固定資産税の減額制度がありますのでご紹介します。

☎ 駅南庁舎固定資産税課 ☎ 0857-20-3424 ☎ 0857-20-3401



◆住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額

改修工事が完了した年の翌年度1年間に限り、床面積120平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

1 対象となる家屋

平成20年1月1日以前からある住宅（住居部分の床面積が2分の1以上で賃貸住宅を除く）

2 対象となる工事

内容 平成32年3月31日までに行われた次の①または②に該当する工事（屋外と接する部分の改修に限る）により、各部位が現行の省エネ基準に新たに適合することとなること。

- ① 窓の断熱改修工事
- ② 上記①と併せて行う床、天井または壁の断熱改修工事

床面積 改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。

費用 該当の工事について、補助金などを除く自己負担金が50万円を超えること。

3 減額を受けるための手続き

窓口でお渡しする申告書に必要事項を記入し、増改築等工事証明書および工事費用明細書・領収書を添付し、工事完了後3カ月以内に申告してください。

※長期優良住宅化リフォームを行った住宅について

平成29年4月1日～平成32年3月31日に行われた上記の省エネ改修により、長期優良住宅に該当することとなった場合には、工事が完了した年の翌年度について、床面積120平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の2を減額します。申請書類に長期優良住宅認定通知書の写しを添付してください。



◆住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

改修工事が完了した年の翌年度1年間に限り、床面積100平方メートル相当分を上限として、家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

1 対象となる家屋

新築された日から10年以上を経過した住宅（住居部分の床面積が2分の1以上で賃貸住宅を除く）

2 次のいずれかに該当する人が居住していること。

- ① 改修工事が完了した年の翌年1月1日時点で65歳以上の人
- ② 介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている人
- ③ 障がいのある人

3 対象となる工事

内容 平成32年3月31日までに行われた次の①～⑧のいずれかに該当する工事

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ トイレの改良
- ⑤ 手すりの取付け
- ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 出入り戸の改良
- ⑧ 床表面の滑り止め化

※ホームエレベーター設置工事は除く

床面積 改修後の床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であること。

費用 該当の工事について、補助金などを除く自己負担金が50万円を超えること。

4 減額を受けるための手続き

窓口でお渡しする申告書に必要事項を記入し、次の①～④の書類を添付し、工事完了後3カ月以内に申告してください。

- ① 納税義務者の住民票の写し（※1）（申告書にマイナンバーを記入することで省略できます）
- ② 高齢者などの証明となる書類（※2）
 - ・65歳以上の人…住民票の写し（※1）
 - ・介護保険法の要介護または要支援の認定を受けている人…介護保険被保険者証の写し
 - ・障がいのある人…障がい者手帳などの写し
- ③ 改修工事の内容の証明として、次のa.bのいずれか
 - a 工事費明細書、領収証、改修箇所の平面図、工事前後の写真
 - b 建築士などによる証明（増改築等工事証明書など）
- ④ 補助金などの給付・交付決定を受けたことを確認できる書類
 - ※1 住民票の写しは、市内に在住の人は必要ありません。
 - ※2 対象家屋の所在地と住民票などの住所が異なる場合は、対象家屋に居住されていることを証明できるものを添付してください（郵便物など）。



（注）これら減額措置を受けることができるのは1戸につき1度に限りです。新築住宅・住宅耐震改修の減額措置と重複して受けることはできません。省エネ改修とバリアフリー改修の減額措置は併せて受けられます。また、都市計画税は減額になりません。